

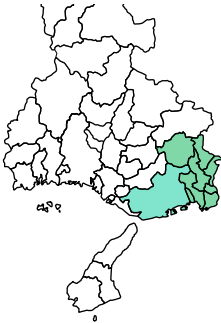
ご注意ください！

# あなたの地域でこんな相談！

平成30年7月4日発行

各地域の事例は、相談件数が上位のもの、注意が必要と思われるものを記載しており、他の地域でも同種相談があります。

## 神戸・阪神地域



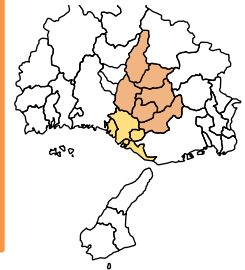
### 「パソコン操作中に『危険』と警告表示が出てあわてて電話。ソフトをインストールされ代金を請求された。」

- このような警告表示は、消費者を不安にさせてソフトの購入手続きに誘導する広告の可能性もあるので、すぐにクリックしたり、指定の連絡先に電話をかけないようにしましょう。
- 独立行政法人情報処理推進機構（IPA）のホームページで情報収集したり、自分のパソコンに入っているOSやセキュリティソフトを最新の状態にしておくことが大切です。

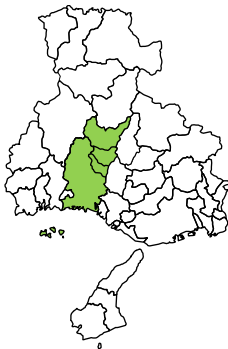
### 「法務省に似た名前の機関から『訴訟最終告知』と身に覚えのないハガキが届いた。」

- 架空請求ハガキですので、書いてある電話番号等には連絡しないようにしましょう。
- 裁判所への申立てがあり訴訟になった場合は、「特別送達」という方法で郵便職員が直接名宛人に手渡します。

## 東播磨・北播磨地域



## 中播磨地域



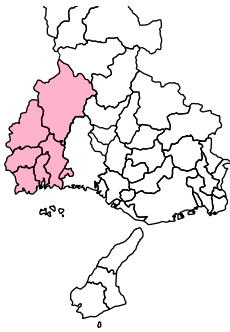
### 「お得と勧められエステの長期契約をむすんだが、都合が悪くなり通えなくなった。途中でやめられるか？」

- 契約内容によっては、特定商取引に関する法律（特定商取引法）に基づき、契約書を受け取った日を含んで8日以内のクーリング・オフ（無条件解除）や中途解約が可能です。エステの施術部分だけでなく、施術に必要と勧められ契約した商品（関連商品）の契約もクーリング・オフや中途解約の対象になります。
- 契約前に、施術内容や有効期間、支払方法、解約条件などをよく確認しましょう。



アナウンスに従って操作をすると  
最寄りの消費生活センターに繋がります

## 西播磨地域

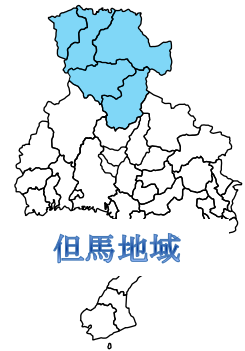


### 「ネット通販で『お試し価格』の健康食品を購入。1回だけのつもりが定期購入だった。」

- 通信販売を利用する際は、商品の特徴や価格だけでなく、購入回数や返品条件もよく確認しましょう。スマートフォンでの注文時は、画面が小さいため、特に注意が必要です。
- 画面の保存や印刷、商品同封の書類の保存をしておく、トラブルの際に役立ちます。

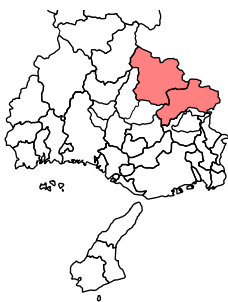
### 「市役所をかたり『一人暮らしか？』『ご近所の〇〇さんも一人暮らしか？』という怪しい電話があり不安。」

- 振り込め詐欺の被害につながる可能性があります。安易に個人情報を伝えないようにしましょう。
- 発信者番号表示機能付き電話機を活用し、番号非通知や知らない番号からの電話には出ない方法もあります。



## 但馬地域

## 丹波地域



### 「『電話料金が安くなる』との電話勧誘。すぐに契約しても問題ない？」

- 契約中の光回線を簡単な手続きで他社に乗り換えられるとの電話勧誘が増えています。ただし、どんな場合でも安くなるとは限らず、やめる場合は解約料も発生します。
- 契約内容や利用環境を十分検討し、わからない点があれば、すぐに契約しないようにしましょう。

### 「実在する大手通販モールをかたり、買った覚えのない商品の受注メールが届いた。」

- 心当たりのないメールには、返信しないようにしましょう。
- 実在する事業者名が記載されているメール・SMSが届いて不安な場合は、事業者のホームページ等でメールを送っているか確認しましょう。



## 淡路地域



兵庫県立消費生活総合センター 相談調査課  
〒650-0046 神戸市中央区港島中町4-2  
TEL: 078-303-0999